

○災害時のし尿処理手数料の減免に係る取扱い要綱

平成23年5月10日

飯塚市告示第136号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例(平成18年飯塚市条例第157号)第19条及び飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例施行規則(平成18年飯塚市規則第137号。以下「規則」という。)第9条の規定による災害時のし尿処理手数料の減免に係る取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 災害時のし尿収集手数料の減免については、水害(集中豪雨等により災害対策本部を設置した水害及び災害対策本部を設置しない場合においてこれに相当すると市長が認めた水害をいう。以下同じ。)で便槽に水が流れ込んだ場合にし尿処理手数料を減免するものとする。

(収集期間)

第2条 水害時の収集期間は、水害の程度及び被災した市民生活等の状況に応じ市長が別に定める。

(収集体制)

第3条 水害時の収集体制は、被災状況及び復旧状況に応じ次のとおりとする。

(1) 緊急収集体制 便槽が使用不能又はそれに準ずる状態で、世帯主等の申出により収集する体制

(2) 定期収集における収集体制 日常の便所使用は可能であるが、収集作業時に水が便槽に流れ込んでいることが確認され、世帯主等の申出により収集する体制

(3) その他の体制 被災状況及び復旧状況に応じ市長が定める体制

(減免手数料)

第4条 この要綱により減免される手数料は、し尿処理手数料の一般家庭以外のものの区分による金額を適用するものとする。

(減免世帯)

第5条 し尿収集手数料の減免対象は、普通便槽、無臭便槽、簡易水洗及び仮設便槽を使用する世帯等とする。

(適用除外)

第6条 第1条第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、し尿処理手数料の減免をしないことができる。

- (1) 便槽の設置状況又は整備が不完全なため便槽に水が流れ込んだとき。
- (2) 便槽に水が流れ込んでいないと認められるとき。
- (3) その他し尿処理手数料の減免が適切でないと認められるとき。

(減免要件の確認調査)

第7条 減免要件に該当するか否かの確認調査は、市職員が行う。ただし、緊急を要するときは当該地域の許可業者に確認調査を行わせることができる。

(減免申請の省略)

第8条 この告示の規定によりし尿処理手数料を減免する場合は、規則第9条ただし書の規定により、一般廃棄物処理手数料減免申請書の提出を省略させるものとする。

(減免割合)

第9条 し尿処理手数料の減免の割合は、次のとおりとする。

- (1) 緊急収集体制の期間 10割
- (2) 定期収集における収集体制の期間 従量制で算出したし尿処理手数料から次に定める割合
 - ア 水害前月に収集履歴があるとき 前月手数料との差額
 - イ 水害前月に収集履歴がないとき 前々月手数料との差額
 - ウ 収集履歴がない人頭制世帯 水害月の人頭制手数料との差額
 - エ 収集履歴がない従量制世帯 水害月の世帯人員の数に90Lを乗じた量により算出した従量制手数料との差額
 - オ 収集停止世帯及び空家世帯 3割

(許可業者との連携)

第10条 市は、水害の早期復旧を目的として、必要に応じ、し尿収集を許可業者に行わせることができる。

2 前項の規定によりし尿収集を行った許可業者は、市に対し前条により減免した手数料を請求することができる。

3 市が許可業者の区域をし尿収集するときは、事前に許可業者に連絡し、許可業者と業務の連携に努めるものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。